

令和4年度第1回川崎市子ども・子育て会議子ども・子育て支援推進部会 議事録

■ 開催日時

令和4年12月2日（金） 18時00分～

■ 開催場所

川崎市役所第3庁舎13階こども未来局会議室

■ 出席者

（1）委員

- 公益財団法人川崎市生涯学習財団 理事長
石井 宏之委員
- 公募委員
岩堀 誠委員
- NPO法人子育て支えあいネットワーク 満 理事
河村 麻莉子委員
- 川崎商工会議所 顧問
中山 紳一委員

（2）行政所管課・事務局

- 企画課 課長補佐 浅水
- 企画課 担当係長 熊島
- こども家庭課 課長 佐藤
- こども家庭課 医療費助成係長 三本松

■ 配布資料

- 資料1 小児医療費助成制度の拡充（案）について
- 資料2 小児医療費助成制度の医療費助成実施状況（通院及び入院）
- 資料3 小児医療費助成制度の拡充（案）に対する意見募集（パブリックコメント）
- 参考1 川崎市子ども・子育て会議子ども・子育て支援推進部会 委員名簿
- 参考2 川崎市子ども・子育て会議子ども・子育て支援推進部会 行政出席者名簿

■ 傍聴者

0人

1 委嘱式

- ・石井委員挨拶

2 開会

- ・次第、資料確認、定足数（部会の成立）確認

3 部会長選出

- ・委員の互選により、部会長を石井委員に決定。

4 議事 1 小児医療費制度について

○資料 1～3 をもとに事務局から概要説明。

<質疑等>

【委員】 国の責任で、全国一律の制度として構築すべきであり、県内の各市町村、あるいは全国の政令指定都市とぜひ連携を取り、国への働きかけを続けていただきたい。また、パブリックコメントについても、ぜひ多くの意見を拾っていただきたい。

【事務局】 全国一律の制度として構築していくということが非常に重要であるので、政令市や近隣自治体と連携しながら。国への要望を継続していきたい。また、パブリックコメントについては、様々な機会でも周知をしながら、たくさんの方から御意見をいただけるように努力してまいりたい。

【委員】 政令指定都市の状況を見ると、入院に関して、高校卒業までとする動きも出てきているようなので、引き続き、ほかの自治体の状況も十分チェックをしていただきたい。

【事務局】 了解した。

【委員】 所得制限がなくなった、それから中3まで全て助成されるようになるということは、本当にすごく大きいと思う。拡充の影響で財源が必要になってくるがどのように捻出したのか。また、パブリックコメントについて、大体どんなような意見があるのか。

【事務局】 財源については、約16億円が必要であり、かなり予算規模が大きい事業になることから、全庁的に財源を確保していく調整を進めている。パブリックコメントの内容については、所得制限の撤廃を歓迎するという御意見をたくさん頂戴している。そのほかにも、対象年齢について、中3までとなってよかった、高校生のお子様がいる世帯に関しては、高校生までさらに拡大してほしいといった御意見、また、一部負担金について、撤廃してほしいという御意見や、逆に、制度を運用していくに当たっては、一部負担金も必要なものではないかという御意見、両方をいただいている。

【委員】 実際に、未就学児、小学生、中学生の子供を持つ親として、本当にありがた

い。川崎市は、東京都と横浜市に挟まれているが、横浜市の動きが影響したのか。

【事務局】 東京と横浜の動きについては、転入してこられる方も多くいるので、あまり大きな差ができるのは好ましい状況ではないことから、周辺都市の状況なども踏まえた中で、今回の拡充という判断に至ったところである。

【部会長】 平成7年度から実施して、少しずつ拡大、拡充を図ってきた中で、今回、中学3年まで、そして所得制限の撤廃というのは非常に大きな御英断であったと思う。昨今の物価高騰などの社会状況、経済状況を見ると、子育て世代に対しては大きな支援策になる。財政負担が15億9000万円ぐらい増えて、単年度概算で61億9000万ということで、これはずっと後年度負担にもなっていくので、財源確保を含めた、いろいろな市の施策とのバランスのある財政運営求められている。小児医療費助成制度は、自治体間の差異があってはいけないものであるし、目玉施策的に都市間での競争になるようなものでもなく、全国一律の制度となるよう、引き続き国への要望等に御尽力をお願いしたい。個人的には、一部負担金はやむを得ないのかなという部分もあるので、十分な説明も必要になってくる。

【委員】 1回通院すると、その500円はどんな形でお支払いするようになっているのか伺いたい。

【事務局】 例えば、窓口で保険診療の自己負担額が1000円だった場合、500円をその場で払っていただいて、残りの金額については、川崎市から病院に支払われる仕組みとなっている。ただし、県外の病院を受診される場合には償還払いとなる。

【委員】 ちょっとした病気のとときにでも病院に行くことが安心してできて本当に助かっている。

【委員】 対象者に対して、来年5月に申請勧奨を行うとのことだが、これは医療証を請求する申請なのか。

【事務局】 新たに対象となる方については、医療証をお持ちでないので、まずこちらから申請書類を送り、申請をいただいた上で、医療証を御用意することになる。

【委員】 所得制限を廃止することで、市の事務作業も少しは効率化が図れるということになるのか。

【事務局】 神奈川県では、引き続き所得制限が残っており、年度ごとに県の補助金の交付申請にあたり、補助対象となる所得制限以下の方を確認する必要がある。

【委員】 やはり全国一律に標準化を進めるべきテーマだと思う。

【委員】 歯科は助成の対象になるのか。

【事務局】 助成の対象である。

【部会長】 申請書は、今までもらっていた人は何もしなくてよくて、これまでもらえていなかった人に申請書の提出をお願いするという事なのか。

【事務局】 これまで申請をされている方の中で、所得制限を超えていて医療証が交付停

止になっている方は、今回の拡充で改めて申請をいただく必要はない。中学生以上の年齢の方に対しては、申請をいただく必要がある。

4 閉会

以上